柏市ボランティア連絡協議会会則

（名称）

第１条　この会は、柏市ボランティア連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第２条　本会は、グループの自主活動を中心に、本会を通じてグループ相互の情報交換と交流および研修等を図り、ボランティアの資質の向上と地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（構成）

第３条　本会は、本会の目的に賛同し、社会福祉法人　柏市社会福祉協議会（以下「柏社協」という）に登録されたボランティアグループ（以下「グループ」という）の会員を以て構成する。

（事業）

第４条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

（１）　グループ及び個人相互の連絡提携及び情報交換
（２）　研修会及び講演会等の開催
（３）　対人対外的な広報活動
（４）　柏社協の推進する事業への協力
（５）　機関誌の発行
（６）　その他、本会の目的達成に必要な事業
（７）

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。役員は事業の執行に必要な業務を行うものとする。

（１）会　　長　　１　名
（２）副 会 長　　２　名
（３）幹　　事　　若干名
（４）会　　計　　２　名
（５）書　　記　　２　名
（６）会計監査　　２　名

（役員の選出と任期）

第６条　役員の選出と任期は次の通りとする。

（１）　役員は、運営委員会において選出する。
（２）　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
（３）　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（４）　役員は、その任期を満了した後においても後任者が選出されるまで、その職務を行う。

（顧問）
第８条　本会は、役員の推薦により顧問を置くことができる。

（運営委員会）
第９条　本会は、運営委員会を置く
（１）運営委員はグループの代表者を以てこれに充てる。
（２）運営委員会は、定例会及び臨時会とし、必要に応じて会長が招集する。
（３）運営委員会は、本会の議決機関であり、年２回以上開催し２分の１以上（委任状含む）の出席を以て成立する。

（運営委員会の議決事項）
第１０条　運営委員会の議決事項は次の通りとする。
（１）　事業計画及び予算に関すること。
（２）　事業報告及び決算に関すること。
（３）　役員の選任に関すること。
（４）　会則の制定及改廃に関すること。
（５）　その他、本会の運営に関し会長が必要と認めた事項

（事務局）
第１１条　本会の事務局は、柏社協内ボランティア室に置く。

（入会及び脱会）
第７条 ※　本会に入会を希望するグループは入会申込書を会長に提出するものとする。
※　本会に脱会を希望するグループは、その旨を会長に届け出て脱会することができる。

(会計)
第１２条　本会の経費は、補助金、寄付金、及びその他の収入を以て充てる。
本会の会計年度は、毎年４月１日位から翌年３月３１日までとする。

附則
この会則は、平成　８年　４月　１日から施行する。
この会則は、平成１１年　４月１８日から施行する。
この会則は、平成１７年　４月　１日から施行する。
この会則は、平成２３年　４月１１日から施行する。

【柏市ボランティア連絡協議会結成　　昭和５０年１１月７日】